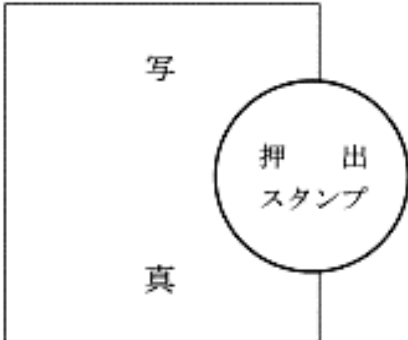


様式

(表面)

第 号	
消費生活用製品安全法第 41 条第 1 項又は第 2 項の規定による	
	立 入 検 査 証
	官職及び氏名
	年 月 日生
	年 月 日交付
主務大臣（経済産業局長・都道府県知事・市長）	
(印)	

(裏面)

消費生活用製品安全法抜粋
(立入検査)
第 41 条 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、その職員に、消費生活用製品の製造、輸入若しくは販売の事業を行う者（特定輸入事業者である届出事業者にあつては、その国内管理人を含む。）又は特定保守製品取引事業者の事務所、工場、事業場、店舗又は倉庫に立ち入り、消費生活用製品、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。
2 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、その職員に、国内登録検査機関の事務所又は事業所に立ち入り、業務の状況又は帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。
3 内閣総理大臣は、前章第二節の規定を施行するため必要があると認めるときは、その職員に、消費生活用製品の製造又は輸入の事業を行う者の事務所、工場、事業場、店舗又は倉庫に立ち入り、消費生活用製品、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。
4 前 3 項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
5～11 (略)
12 第 1 項から第 3 項までの規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
第 59 条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、30 万円以下の罰金に処する。
一～十二 (略)
十三 第 41 条第 1 項から第 3 項までの規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。
十四 (略)

(備考) 用紙の大きさは、日本産業規格 B 8 とすること。